

Title	舊鹿見島藩の門割制度, 農商務省農務局編
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎(Tanaka, Suiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.91(251)- 92(252)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

舊鹿兒島藩の門割制度

(農商務省農務局編
帝國農會發行)

曩に佐賀藩の土地制度に關して有益な研究を發表された小野武夫氏は今又鹿兒島藩に行はれて居つた門割制度の性質に就き眞摯な研究を遂げられたので農商務省の農務局は小作參考資料として舊臘之を公にした。門割制度に就ては夙に伊知地季安の『西藩田租考』にも記載を見受け、最近には札幌の高岡博士の『經濟學農政學研究叢書』のうちに收めた枋内農學士の『舊加賀藩ノ田地割制度』のうちにも紹介されて居るが、伊知地季安が門割制度を以て延暦十九年に至て始めて薩隅日三州の地に行はれた班田制度の遺習であるかの如くに論じたのは小野氏の考證の如く不穿鑿の謗を免るることは出來まい。併し徳川時代になつて創始されたものとも云ひ得られぬので、小野氏は『此ノ制度ハ尠クトモ文治ヨリ文祿ニ至ル四百年間ニ於ケル島津家歴代ノ藩主中何人カノ創意ニ依リ發案施行セラレタルモノナラン』と云ふて居る。又枋内農學士は土地の割換は八年五年三年等短期に行はれたやうに説いて居るが、門割は檢地と共に行はるるのが本則で、而して檢地の記録に明なのは文祿三年の太閤檢地の年を始とし慶長十九年、寛永十年、萬治二年、享保七年で、爾來百四十餘年間は太閤檢地行はれず、隨て總

支配換も無かつたのである。尤も御救割替、平均割替は一村限り時々行はれた。

鹿兒島藩の社會組織は一種獨特のものであつて全藩を八十八郷に分ち郷の麓には所謂外城衆中が定住して居つた。外城衆中は即ち郷士でその下に農工商業を營むものが置かれた。郷は今日でもなほその儘に自治町村を爲して居るものもあるが、藩政時代には郷が村に分れ更に村内に於て公田耕作、田租上納の義務を課する爲に門の制度を設けたのである。門は名頭の下に四戸乃至六戸の名子を以て組織せられたので五人組と同一視す可きやにも考へらるるが、十五歳以上六十歳以下の要夫即ち丁男の數に應じて公田の強制耕作を命ずる爲に設けたものに過ぎぬ。隨て門割制度に今日の社會政策的意義を認むることは出來ぬ。且又佐賀藩では田一反平均米一石七斗の收穫があつたこと云ふのに本書に従へば鹿兒島藩では平均壹石五斗内外であつたことであるから勸農の趣意を完うし得たとも思はれぬ。乍併王朝時代に永く行ひ得なんだ班田制度が數百年間薩隅日三國に行はれて居つたことは軍國政治の一現象として重要なものである。

山本正誼の『島津國史』には『上井覺兼日史』を引いて天正三年に伊集院備後守、平田石見守、小野出雲守が島津義久の命により川内地方の丈量に従事して居つたことを述べてある。天正三年は文

祿三年の太閤檢地に先立つ三十年である。それから慶長十九年は二十一年目、更に寛永十年は二十年目としたならば、天正三年の檢地の時から門割が行はれたのではなからうか。尤も文祿の檢地で島津領の石高は二十一萬石から五十七萬石に激増して居るので、或はこの檢地以後の門割も想像せらるるが、宮崎縣方面に於て伊東領たりし南那珂郡、秋月領たりし兒湯郡並に宮崎郡等に土地共有、定期割換の制度の維新後迄行はれしと云ふに徴すれば、門割制度は日向の大半が島津氏の領土たりし時代に創始されたものではないかと考へらるる。伊東氏が一旦北部日向を失ふたのは天正五年であるが、其舊領東西臼杵郡には土地割換の習慣行はれず、兒湯郡には行はれて居つたと云ふのを見ても川内地方の天正三年の檢地は門割制度の起源と關係あるやにも考へらるるのである。(田中萃一郎)

日本文化史 南北朝時代

(中村直勝著
大鎧閣發行)

史料の缺乏其他の原因によつて、史實の決定に困難を感じることは、歴史研究において當然ありうることであるが、學者が自由研究を阻害され、研究者がその研究結果をそのまま發表するに支障を感じ、或は實際の歴史教授が史實に基いてなされないなどといふことが、もしありとすれば、まことに學界の痛事と言はればならぬ。が不幸にもかゝる痛恨事が往々にして従來わが國史界に經驗されたやうである。而してかかる痛恨事の原因を提供する間

題は國史中に少からず存するが、所謂南北朝問題のごときは、その最大の一とみなすべきであらう。しかも南北朝問題は今日なほ徹底的に解決されたものとは思へない。假令普通教育において南北朝の名稱を吉野朝廷に改めても、この問題に對する學者の見解は區々として一定せず、また長慶天皇即位説のごときも依然として殘されたる重大問題である。従つてこの時代の歴史研究は、假令政治史にあらずとも、非常な困難に會するにちがひないのであるが、中村氏の本書は、この困難を排除して、もしくは巧みにこの困難に觸れないで、混亂たる五十餘年間の文化状態を生々とした文章をもつて描寫されたのは、成功と言はればならぬ。

まづ第一章緒編において、文化史上における南北朝の意義は社會を近世的たらしめた母胎である事に存するのであつて、すべての社會現象が、それが産業組織にする文藝技術にする、近世的色彩をおびてきたのは、この五十七年間の試験管を出てからであることを論じ、この時代はわが國文化の二大要素たる公家文化と武家文化とを相接觸せしめ、ばては之を攪亂し、混同し、融和せしめて、五十餘年の紛争によつて熾熱した坩堝の中に溶解せしめた點に、非常な意義を有するものと言はうとするのであると言つてゐる。そしてこの意義の闡明を、第二章時勢、第三章社會の諸相、第四章經濟上の問題、第五章僧侶の參政、第六章兩朝の合一第七章思想信仰、第八章文藝、及び第九章結論において試みたのであつて、各方面における著者の異常な努力に對して敬服の外ない。殊に注意すべきは、足利尊氏や楠木正儀のごとき疑問の人物を評論するにあつて、たえず彼等に深甚の同情をそゝいでゐる